

〔第一部〕 社会・経済の変化に伴う人材需要に即応した質の高い専門職業人養成のための新たな高等教育機関の制度化について(案) <概要>

第Ⅰ章 21世紀を生きる職業人を取り巻く状況と今後の職業人材養成

産業・職業と職業人の状況

- 【産業・職業をめぐる状況】生産年齢人口の減少、日本型雇用慣行の変容(企業内教育訓練の縮小)
- 【職業人をめぐる状況】職業人に求められる能力の高度化・複雑化、雇用の流動化 など

今後の職業人材養成の在り方

- 我が国の経済競争力の維持・向上のためには、
 - * 成長分野等への人材シフトとともに、
 - * 事業の現場における様々な変化への対応等(労働生産性の向上、商品・サービスの質向上、グローバル化への対応など)の推進が不可欠。

➡ **変化への対応が求められる中で、事業の現場の中核を担い、現場レベルの改善・革新を牽引できる人材の養成強化が必要。**

第Ⅱ章 高等教育における職業人養成の現状と課題

現状

- 大学進学率の上昇(多様な学生が同一の尺度で大学選び→入学後、意欲をもって学修に取り組めないなどのミスマッチ)
- 大学における社会人学生の受入れは、OECD諸国で最低の水準。
- 大学等は、制度上は、教養教育と学術に基づく専門教育を行うもの。
 - ※ 職業実践知に基づく技能等の教育については、制度上、明確な位置付けなし。

課題と求められる対応

- 職業教育が一段低く見られ、大学への進学自体を評価する風潮
 - スペシャリスト志向の若者にとって魅力ある進学先となる、実践的な職業教育に最適化した仕組みが必要
- 産業競争力の維持・強化のため、現場レベルでの改善・革新の牽引役を担うことのできる人材の養成が重要
 - 高度な専門技能等に加え、変化への対応等に必要な基礎・教養や、理論にも裏付けられた実践力等を兼ね備えた、質の高い専門職業人の層を確保していく必要
 - 職業実践知の教育に軸を置きつつ、学術知の教育にまで至る、実践的な職業教育に最適化した高等教育機関の創設が必要
- 職業人が自らのキャリアを主体的に切り拓いていけるよう、社会人の学び直し環境の整備が課題
 - 社会人の学び直しニーズに対応した機関の整備が必要

➡ **技能と学問の双方の教育を行うことを明確にし、技能の教育に強みを持った新たな高等教育機関を制度化**

- ※ 当該機関は、質の高い実践的な職業教育を行うことを制度的にも義務付けられた機関として明確化
- ※ 既存の各高等教育機関においても、その強みと特性を活かした職業教育を充実。これらが相まって、我が国の職業人材養成の格段の強化を期待。

第Ⅲ章 新たな高等教育機関の制度化の方向性

大学体系への位置付け

新たな機関は、教養や理論に裏付けられた実践力を育成するものであること等を踏まえ、大学体系に位置付け、大学等と同等の評価を得られるようにする。

第IV章 新たな高等教育機関の制度設計

身に付けさせるべき資質・能力

- ① 専門とする特定の職業に関し、高度な専門的知識等を与え、理解を深化【**専門高度化**】
- ② 専門とする特定の職業に関し、卓越した技能等を育成するとともに、実践的な対応力を強化【**実践力強化**】
- ③ 一定の産業・職業分野に関し、当該分野全般の、又はその関連の基礎知識・技能等を育成【**分野全般の精通等**】
- ④ 実践的スキルや、実践知と理論知、教養等を統合し、課題の解決や、新たな手法等の創造に結びつけられる総合的な能力を育成【**総合力強化**】
- ⑤ 職業人としての基礎的・汎用的能力や教養、主体的なキャリア形成を図るために必要な能力を育成【**自立した職業人のための「学士力」育成**】

制度設計の在り方

☆制度の基本設計

○大学体系に位置付く次のような機関を制度化。

- ① 学士課程相当の課程を提供する機関《**修業年限4年**》
- ② 短期大学士課程相当の課程を提供する機関《**修業年限2年又は3年**》

○4年制課程については、**前期・後期の区分制課程も導入**。

※ 前期終了後一旦就職してから後期へ再入学する、他の高等教育機関から編入学する、社会人が学び直しのために後期から編入学するなど、積み上げ型の多様な学習スタイルを想定

☆具体的設計

① 理論と実践の架橋による職業教育の充実

- 理論と実践を架橋する教育内容として、
 - ・教養・基礎教育及び専門教育を通じ、実践的な能力を培うよう、**体系的に教育課程を編成**。
 - ・分野の特性に応じ、
 - **卒業単位のおおむね3～4割程度以上は、実習等の科目を修得**。
 - **企業内実習等を、2年間で300時間以上、4年間で600時間以上履修**。
 - ・授業で身に付けた知識・技能等を統合する**総合的な演習科目**を設定。
- 実務家教員を教員組織の中に積極的に位置付け。
 - **必要専任教員数のおおむね4割以上は、実務家教員とする**。
 - さらに、**専任実務家教員については、その必要数の半数以上は、研究能力を併せ有する実務家教員とする**。

② 産業界・地域等のニーズの適切な反映、産業界・地域等との連携による教育の推進

- **産業・職能団体、地域の関係機関等との連携により、教育課程を編成・実施する体制の整備を義務付け**
- 設置認可、評価における連携として、
 - ・ 設置認可審査における産業界等との連携体制を確保。
 - ・ 認証評価においては、**専門団体との連携による分野別質保証**の観点を取り入れ

③ 社会人の学び直し等、多様な学習ニーズへの対応

- 専門高校卒業生、社会人学生など多様な学生を積極的に受け入れることを、努力義務化。
- 社会人等に対応した教育内容・方法として、
 - ・ **パートタイム学生**や**科目等履修生**として学ぶ機会を積極的に提供（長期履修の活用、学内単位バンクの整備等）
 - ・ **短期の学修成果を積上げ、学位取得**につなげる仕組みを整備（モジュール制、修業年限の通算・単位認定等）
- 入学者選抜では、**実務経験や保有資格、技能検定での成績等を積極的に考慮し、意欲・能力・適性等を多面的・総合的に評価**

④ 高等教育機関としての質保証と国際的な通用性の担保 実践的な職業教育に相応しい教育条件の整備

- 教員について、
 - ・ 教授・准教授等の資格基準（求める能力の水準）については、大学・短大と同等の水準確保を基本。
 - ・ **実務家教員を、教員組織の中に積極的に位置付け。**
- **必要専任教員数、備えるべき施設設備、校地・校舎面積**については、大学・短大の水準を踏まえつつ、質の高い職業人養成に相応しい適切な水準を設定。
 - ※ 大学・短期大学設置基準の水準を踏まえつつ、機関の特性に留意し、校地面積や運動場等については、弾力的な対応が可能な基準を設定。
- 各授業科目について同時に授業を受ける学生数を、**原則40人以下**とすることを義務付け。
- 教員や教育内容等の質が十分に確保されたものを認可。**大学・短大と同等又はそれ以上に充実した情報公表**を義務付け。**分野別質保証**やできる限り**客観的な指標**を採り入れた評価。

☆ 制度全般にわたる事項

- 【研究機能の位置付け】 「教育」機能に重点を置くが、大学体系に位置付く機関として、理論と実践を架橋する教育を行うためにも、機関の目的には「研究」を含める。
 - **職業・社会における「実践の理論」を重視した研究を志向**
- 【制度上の位置づけ】 教員の資格基準等も一定の水準を担保することから、**大学制度の中に創設し、国際的通用性のある学位授与機関**として位置付け。
- 【学位の種類・表記】 **実践的な職業教育の成果を微表するものとして相応しい学位名称**を設定。
 - ※ 大学・短大と同様、「学士」及び「短期大学士」の学位を授与し、当該学位には、専攻分野の名称として、産業・職業分野の名称を付記することや、専攻分野に加え、「専門職業」「専門職」などの字句を併せ付し、専門職業人養成のための課程を修了したことを明確にすること等が適当
- 【名称】 **例えば、4年制は、「専門職業大学」、「専門職大学」など、2・3年制は、「専門職業短期大学」、「専門職短期大学」など。**
 - ※さらに、幅広い意見を踏まえ、相応しい名称を定めることが適当。
- 【対象分野】 **制度として、分野の限定は行わない。**職業実践知に基づく教育と学術知に基づく教育の融合による人材養成の充実について**具体的なニーズが認められる分野を主に想定。**
- 【設置形態】 **大学・短期大学**が、一部の学部・学科を転換させるなど、**新たな機関を併設し、より多様な学習機会を学生に提供することも可能に。**
- 【財政措置】 **必要な財源の確保**を図り、改革に積極的に取り組む既存の高等教育機関への支援が維持・充実されるようにするとともに、**専門職業人養成を担う機関として相応しい支援を行っていくことが必要。**
 - ※ 機関に対する基盤的経費やプロジェクト経費、学生に対する修学支援や教員に対する研究助成の措置が図られるようにすることを基本とする。
 - ※ 産業界等から求められる人材の養成とそのための多面的な資金導入との好循環が確立された機関となるよう、必要な制度設計等を進めていく。

実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化のポイント

養成する人材

- ◎ 変化への対応が求められる中で、基礎・教養や理論にも裏付けられた優れた技能等を強みに、事業の現場の中核を担い、現場レベルの改善・革新を牽引していくことのできる人材

【新たな機関で養成する人材に(将来的に)期待する役割】

※ 企業等の活動の次のような側面を先導する者となることを期待

- 生産・サービスの現場で中核的な役割を担う人材等として
 - ・ 生産・サービスの工程の改善やこれを通じた生産性の向上
 - ・ 高度な技能や洗練された技術・ノウハウによる優れた商品・サービスの提供 など
- その専門性をもって、自ら事業を営み、又はこれを補佐する人材として
 - ・ 新たな付加価値の創造、これを活かした新しい商品・サービスの考案
 - ・ 新規事業の創出、強みのある製品・サービスを活かした新規市場の開拓 など

- ◎ 高等教育の終了・入職時点で、専門的な業務を担うことのできる実践的な能力とともに、変化に対応し、自らの職業能力を継続的に高めていくための基礎(伸びしろ)を身に付けた人材

《成長分野等で求められる人材例》

例えば、IT分野で、新たなアイデアの構想・提案等を行うプログラマーやCGデザイナー等 / 観光分野で、接客のプロとして活躍するとともに、現場におけるサービス向上の先導役を果たす人材 / 農業分野で、農産物を生産しつつ、直売、加工品開発等の事業も手掛け、高付加価値化、販路拡大等を先導する人材 など

実践的な職業教育を提供するための独自の基準を整備。
そうした教育を行うことを制度的に義務付けられた機関として明確化。

修業年限

- ◎ 2・3年制及び4年制の複数の修業年限を制度化。
※ 高卒後の学生のほか、社会人学生、編入学生など、多様な学習者に、多様な学習機会の選択肢を提供
- ◎ 4年制課程については、前期・後期の区分制課程も導入。
※ 前期修了後一旦就職してから後期へ再入学する、他の高等教育機関から編入学する、社会人が学び直しのために後期から編入学するなど、積み上げ型の多様な学習スタイルを想定
※ 前期修了時に職業資格を取得した上で、後期においては、有資格者であることを前提とした専門実務実習を行うなど、より実践的な職業教育プログラムの提供も可能に

教育内容・方法

- 《実践的な職業教育のためのカリキュラム》
- ◎ 分野の特性に応じ、卒業単位のおおむね3～4割程度以上は、実習等(又は演習及び実習等)の科目を修得。
 - ◎ 分野の特性に応じ、適切な指導体制が確保された企業内実習等を、2年間で300時間以上、4年間で600時間以上履修。
* 設置基準等により義務付け
- 《産業界・地域等のニーズの反映》
- ◎ 産業界・地域の関係機関との連携により、教育課程を編成・実施する体制を機関内に整備
* 設置基準等により義務付け
- 《社会人等が学びやすい仕組み》
- ◎ 社会人等をパートタイム学生や科目等履修生として積極的に受け入れる仕組みや、短期の学修成果を積み上げ、学位取得につなげる仕組みを整備。
※ 長期履修制度の活用、学内単位バンクの整備、モジュール制の導入促進、修業年限の通算・単位認定に関する制度の弾力化

教員

- ◎ 実務家教員を、教員組織の中に積極的に位置付け。
 - － **必要専任教員数のおおむね4割以上は、実務家教員とする。**
 - － さらに、**専任実務家教員については、その必要数の半数以上は、研究能力を併せ有する実務家教員とする。** * 設置基準等により義務付け
- ◎ 設置認可時の教員資格審査では、実務家について、その実務卓越性にに基づき、教員としての資格を適切に評価。
 - ※ 保有資格、実務上の業績、実務を離れた後の年数等を確認。

入学者の受け入れ

- ◎ **専門高校卒業生、社会人学生、編入学生**など多様な学生を積極的に受け入れることを、努力義務化。
- ◎ 入学者選抜では、**実務経験や保有資格、技能検定での成績等を積極的に考慮し、意欲・能力・適性等を多面的・総合的に評価。**

質保証

- ◎ 質の高い実践的な職業教育を行う機関としての相応しい設置基準等を制定。
 - ※ 大学・短期大学設置基準の水準を踏まえつつ、機関の特性に留意し、**校地面積や運動場等については、弾力的な対応が可能な基準を設定。**
- ◎ 各授業科目について同時に授業を受ける学生数を、**原則40人以下**とすることを義務付け。
- ◎ **大学・短大と同等又はそれ以上に充実した情報公表**を義務付け。
- ◎ 認証評価については、**専門団体との連携により、分野別質保証の観点を取り入れた評価**を導入。
 - ※ 情報公表及び評価に当たっては、学生、企業等の視点からのできる限り客観的な指標を取り入れ。

研究機能の位置付け

- ◎ 新たな機関の機能は実践的な専門職業人養成のための「教育」に重点を置くが、理論と実践を架橋する教育を行うためにも、機関の目的には「研究」を含める。
 - **職業・社会における「実践の理論」を重視した研究を志向**

学位

- ◎ **実践的な職業教育の成果を徴表するものとして相応しい学位名称**を設定。
 - ※ **学位の種類としては、大学・短大と同様、「学士」及び「短期大学士」の学位を授与することが適当。**
 - ※ 現行の大学・短大の学位には、専攻分野の名称を付記するものとされているが、新たな機関では、**当該専攻分野の名称として、学問分野よりも、産業・職業分野の名称を付記することや、専攻分野に加え、「専門職業」、「専門職」などの字句を併せ付し、専門職業人養成のための課程を修了したことを明確にすること等が適当**

名称

- ◎ **例えば、4年制は、「専門職業大学」、「専門職大学」など**
2・3年制は、「専門職業短期大学」、「専門職短期大学」など。
 - ※ さらに、幅広い意見を踏まえ、相応しい名称を定めることが適当。

設置形態

- ◎ **大学、短期大学**が、一部の学部、学科を転換させるなど、**新たな機関を併設し、より多様な学習機会を学生に提供することも可能に。**

財政措置

- ◎ **必要な財源の確保を図り、実践的な職業教育を行い、専門職業人養成を担う機関として相応しい支援**を行っていく。
 - ※ 機関に対する基盤的経費やプロジェクト経費、学生に対する修学支援や教員に対する研究助成の措置を図ることを基本とする。
 - ※ 産業界等から求められる人材の養成とそのため多元的な資金導入との好循環が確立された機関となるよう、必要な制度設計等を進めていく。